

IQVIAサービシーズ ジャパン合同会社 男性育児休業等取得率の公表について

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} = 59\% \text{ (2024年1月～12月)}$$

当社は育児と仕事の両立を応援しています

両立支援に関する当社の取り組み

① 法を上回る制度の整備

●育児休業制度

「子が1歳2ヵ月に達するまで育児休業を取得することができる」 (法は1歳に達するまで)

「一定条件により子が3歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業を取得することができる」 (法は最長2歳まで)

●育児短時間勤務制度

「子が12歳に達するまでを限度として、本人の申し出た期間、短時間勤務可能」 (法は3歳未満まで)

② テレワーク可能職種へのテレワークの導入

③ フレックスタイム可能職種へのフレックスタイム制の導入

④ こども家庭庁ベビーシッター割引券の導入